

議会全員協議会資料

令和7年人事院勧告について

令和7年10月21日（火）

総務課

令和7年 人事院勧告の概要と本村の対応について

＜令和7年 人事院勧告の概要＞

～令和7年4月実施～

月例給を引上げ

- 民間給与との差(3.62%)を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置きつつその他の職員も俸給月額を引上げ

ボーナスを引上げ

- ボーナスを引上げ(0.05月分)、年間支給月数を4.65月とし、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に(0.025月分ずつ)均等に配分

通勤手当の見直し

- 金額の見直し

～令和8年4月実施～

地域手当の見直し など

《令和7年4月実施分の本村の対応について》

1. 改定内容

(1) 月例給の引上げ

○ 紹介表

- ・初任給…大卒初任給を12,000円、高卒初任給を12,300円引上げる。

(2) ボーナスの引上げ

○期末手当及び勤勉手当の引上げ(0.05月)

○期末・勤勉手当支給率

国の支給率(年間支給月数)…4.60月→4.65月

村の支給率(年間支給月数)…4.60月→4.65月

年度	手当	6月期	12月期	合計
7年度	期末手当	1.25月(支給済)	1.275月(現行1.25月)	4.65月(現行:4.60月)
	勤勉手当	1.05月(支給済)	1.075月(現行1.05月)	
8年度 以降	期末手当	1.2625月	1.2625月	4.65月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	

(3) 通勤手当の見直し

- 現行の距離区分上限を「25km以上」から「40km以上」とする新たな距離区分(5km刻み)を新設

- 現行の距離区分についても、1,200円から6,600円までの幅で引上げ。

(4) 実施時期

給料、通勤手当…令和7年4月1日
期末・勤勉手当…条例の公布日

(5) 改定に伴う影響額

2. 200万円の増額（概算見込）

2. 最近の人事院勧告に伴う給与改定の状況（期末・勤勉手当）

	議員	特別職	一般職	期末・勤勉手当 (前年度との差)
	期末手当	期末手当	期末・勤勉手当	
平成18年度	4.45	4.45	4.45	—
平成19年度	4.50	4.50	4.50	0.05
平成20年度	4.50	4.50	4.50	—
平成21年度	4.50	4.15	4.15	△0.35
平成22年度	4.50	3.95	3.95	△0.20
平成23年度	4.50	3.95	3.95	—
平成24年度	4.50	3.95	3.95	—
平成25年度	4.50	3.95	3.95	—
平成26年度	4.50	4.10	4.10	0.15
平成27年度	4.60	4.20	4.20	0.10
平成28年度	4.70	4.30	4.30	0.10
平成29年度	4.80	4.40	4.40	0.10
平成30年度	4.85	4.45	4.45	0.05
令和元年度	4.90	4.50	4.50	0.05
令和2年度	4.85	4.45	4.45	△0.05
令和3年度	4.70	4.30	4.30	△0.15
令和4年度	4.70	4.40	4.40	0.10
令和5年度	4.50	4.50	4.50	0.10
令和6年度	4.60	4.60	4.60	0.10
令和7年度	※	4.65	4.65	0.05

※ 議会議員の皆様の期末手当について、協議をお願いいたします

〈役職段階別加算について〉

議員	特別職	一般職
期末手当	期末手当	期末・勤勉手当
15/100	村長 副村長 教育長 } ...15/100	7級、6級...15/100 5級.....10/100 4級、3級のうち係長 ...5/100

議会全員協議会資料

事業系一般廃棄物に係る
処理手数料の改正について

令和7年10月21日（火）

環境上下水道課

事業系一般廃棄物に係る処理手数料の改正について

1 事業系一般廃棄物処理手数料の改定を進めてきた経緯

- これまでの事業系一般廃棄物（可燃性一般廃棄物）は、地方自治法に基づく事務委託により、厚木市の厚木市環境センターにおいて焼却処理を委託していましたが、厚木愛甲環境施設組合が建設工事を進めてきた新ごみ中間処理施設『あつあいクリーンセンター』が本年12月1日から本格稼働の開始が正式決定されたことから、事業系一般廃棄物の搬入および焼却処理が移行いたします。
 - 事業系一般廃棄物の処理費用については、これまで厚木市環境センターにおいて、年間に係る人件費や経費をごみ処理量で算分し、1kgあたりの処理単価を算出し、村のごみ処理量を乗じて支出していましたが、あつあいクリーンセンターにおける1kgあたりの処理単価に変更されることになります。
- ※ 処理単価が見直しされました。

2 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について

(1) 事業系一般廃棄物の排出方法

事業系一般廃棄物の排出方法は、変更はございません。

※ 従前のとおりです。

集積所収集： 1区 毎週月曜日・木曜日 午前8時30分～

2区 毎週火曜日・金曜日 午前8時30分～

直接搬入： 每週月曜日・木曜日 午後1時30分～午後5時

毎月第2・4土曜日 午前9時～正午

個別回収： 每週月曜日・木曜日 午後1時30分～午後5時

(2) 事業系一般廃棄物処理券の購入方法

事業系一般廃棄物処理券の販売場所は、役場窓口（環境上下水道課）とし、変更はありません。

※ 従前のとおりです。

(3) 事業系一般廃棄物処理手数料の改定

事業系一般廃棄物の処理手数料は、次の手数料に変更いたします。

排出方法	ごみ処理券種類 (現行)	ごみ処理券種類 (改定後)	現行との比較
集積所収集	20 ℥ 70 円	20 ℥ 80 円	114.29%
	45 ℥ 160 円	45 ℥ 190 円	118.75%
直接搬入	45 ℥ 150 円	45 ℥ 180 円	120.00%
	90 ℥ 300 円	90 ℥ 360 円	120.00%
個別回収	45 ℥ 180 円	45 ℥ 210 円	116.67%
	90 ℥ 330 円	90 ℥ 420 円	127.27%

※ 事業系一般廃棄物を排出する場合は、事前に事業者登録のうえ、事業系一般廃棄物処理券を購入いただき、貼付けして排出いただきます。

(4) 改定事業系一般廃棄物処理手数料の開始日

事業系一般廃棄物処理手数料の改定は、令和8年4月1日とし、この日以降に排出される事業系一般廃棄物が対象となります。

なお、事業系一般廃棄物処理券の在庫をお持ちの方は、改定後の料金との差額を改めてお支払いいただかないとお持ちの処理券では使用できなくなります。

事前に申し出でていただく必要がございます。



厚木愛甲環境施設組合

『あつあいクリーンセンター』

議会全員協議会資料

家庭系一般廃棄物
(粗大ごみ)の有料化について

令和7年10月21日(火)

環境上下水道課

家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）の有料化について

1 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）の有料化を進めてきた経緯

【国の動き】

- 国の通知において、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」と示されました。

※ 経済的インセンティブ： インセンティブとは、対象の行動を促す「刺激」や「動機」を意味する言葉で、コストと利益を考えあわせた際に人の行動を変化させる「誘引」を意味します。

【村のごみ処理について】

- 平成9年度から進めているごみ処理広域化に基づき、『ごみの減量化・資源化』及び『ごみの収集・運搬』は、清川村、厚木市及び愛川町の3市町村が共通の認識をもって取り組み、「ごみの分別区分の統一」及び「ごみ質の統一化」を図っていくこととしています。
- 清川村一般廃棄物処理基本計画において、ごみの分別区分及び減量化・資源化の両面から検証し、近年一時的に増加傾向を示した『粗大ごみ』に着目することとして排出方法や回収方法をはじめ、「受益者負担の原則」に基づき、粗大ごみを排出される村民皆さんに収集運搬、中間処理等に要する経費の一部をご負担いただく有料化の検討を進めてきました。

2 清川村のごみの分別について

各世帯に配布されている『ごみと資源の収集日程表』において示す分別品目について、「もえるごみ」、「ガラス・陶器類」、「びん」、「カン類」、「ペットボトル」、「マーク（プラスチック製容器包装）」、「資源（古紙・紙パック・ミックスペーパー・古着類、配食用油）」、「剪定枝」に関しては、収集曜日や排出方法、収集方法についての変更はございません。 ※ 従前のとおりです。

なお、「その他（粗大）」に関しては、「粗大ごみ」と「もえないごみ」に分類することとします。

2025年 Nov 11月

★食品ロス 1人当たりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分のご飯の量が捨てられていることになります。もったいないですね。

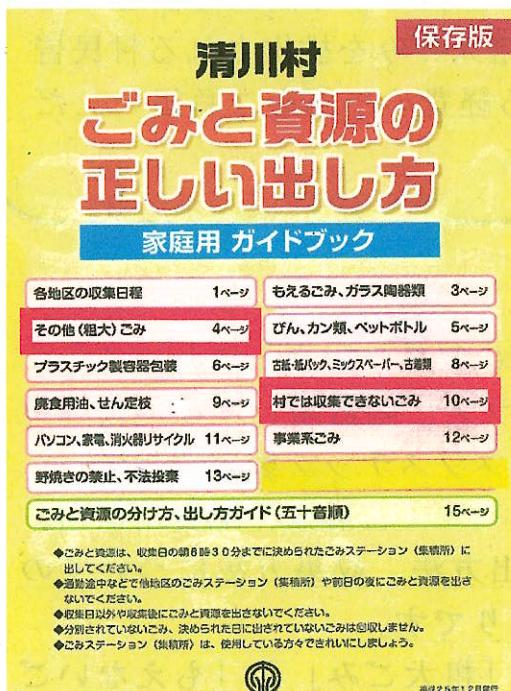
日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
26		27	28	29	30	1
2	3	4 カン類 せん定枝 もえるごみ	5	6	7 びん もえるごみ	8
9	10	11 もえるごみ	12 資源	13	14 ペットボトル もえるごみ	15
16	17	18 カン類 せん定枝 もえるごみ	19 その他(粗大)	20	21 びん もえるごみ	22
23	24	25 ガラス・陶器類 もえるごみ	26 資源	27	28 ペットボトル もえるごみ	29
30						

【令和7年度清川村ごみと資源の収集日程表（2区・11月）（抜粋）】

3 今までの「その他（粗大）ごみ」について

（1）「その他（粗大）ごみ」の定義

資源有効利用促進法に基づくパソコン、特定家庭用機器再商品化法に基づくテレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機、また、産業廃棄物をはじめ、建築廃材、危険物及び有害物等の村で収集できないごみ以外の家具、生活雑貨、電気製品等種類、大きさを問わず、一般的にもえるごみ、資源ごみに区分されないもの。



※ 各世帯に配布されている【ごみと資源の正
しい出し方】中、4ページ「その他（粗大）
ごみ」、10ページ「村では収集できないごみ」
をご参照ください。

(2) 「その他（粗大）ごみ」の排出形態等

ア 集積所収集

毎月第1水曜日（1区）・第3水曜日（2区） 午前8時30分～

イ リサイクルセンターへの直接搬入（以下「直接搬入」という。）
毎週月曜日・木曜日 午後1時30分～午後5時
毎月第2・4土曜日 午前9時～正午

4 これからの「粗大ごみ」と「もえないごみ」について

※ 詳しくは、5ページ「【参考】家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）の有料化について」
をご覧ください。

(1) 「粗大ごみ」と「もえないごみ」の定義

「その他（粗大）ごみ」の定義で掲げるもののうち、次のもの。

ア 一辺の長さが50cmを超えるもの ⇒ 粗大ごみ
(有料)

一辺の長さが 50cm を超えるもののうち、高さ、横幅、奥行き各
辺の長さの合計が 300cm 以上のもの ⇒ 特定粗大ごみ
(有料)

イ 一辺の長さが50cmを超えないもの ⇒ もえないごみ
(無料)

(2) 「粗大ごみ」と「もえないごみ」の排出形態等

ア 粗大ごみ、特定粗大ごみ : 直接搬入、個別回収、拠点回収

直接搬入 : 毎週月曜日・木曜日 午後1時30分～午後5時
毎月第2・4土曜日 午前9時～正午
(従前のとおり)

個別回収 : 月2日程度を想定（事前予約あり）

拠点回収 : 月1回程度を想定（事前予約あり）

イ もえないごみ : 集積所収集、直接搬入（従前のとおり）

集積所収集 : 每月第1水曜日（1区）・毎月第3水曜日（2区） 午前8時30分～

直接搬入 : 毎週月曜日・木曜日 午後1時30分～午後5時
毎月第2・4土曜日 午前9時～正午

5 粗大ごみ処理の有料化について

(1) 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）処理手数料

粗大ごみの処理に関し、次の手数料を設定し、有料化とします。

品 目	処理手数料		
	基本料金	排出方法	料 金
粗大ごみ (一片の長さが 50cm を超えるもの)	500 円	直接搬入	500 円
		個別回収	700 円
		拠点回収	500 円
特定粗大ごみ (各辺の長さの合計が 300cm 以上のもの)	1,000 円	直接搬入	1,000 円
		個別回収	1,200 円
		拠点回収	1,000 円
もえないごみ (一片の長さが 50cm を超えないもの)	無 料		

- ※ 粗大ごみを排出する際は、事前に家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）処理券を購入いただき、貼付けのうえ排出いただくことになります。
- ※ 直接搬入、個別回収及び拠点回収については、1回につき、粗大ごみ及び特定粗大ごみを合わせて5点を上限にしたいと考えています。
- ※ 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）処理券は、500円と700円の2種類を用意します。

(2) 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）処理券の購入方法

家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）処理券の販売場所は、役場窓口（環境上下水道課）をはじめ、煤ヶ谷地区、宮ヶ瀬地区にそれぞれ設置します。

(3) 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）の有料化の開始日

家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）の有料化の開始日は、令和8年4月1日とし、この日以降に排出される粗大ごみが対象となります。

家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）の有料化にご理解・ご協力をお願いいたします。



【参考】家庭系一般廃棄物（粗大ごみ）の有料化について

1 新たな『粗大ごみ』『特定粗大ごみ』『もえないごみ』の定義

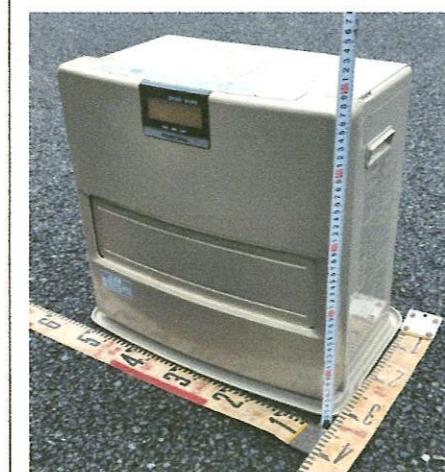
粗大ごみ：資源有効利用促進法に基づくパソコン、特定家庭用機器再商品化法に基づくテレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機、また、産業廃棄物をはじめ、建築廃材、危険物及び有害物等の村では収集できないごみ以外の家具、生活雑貨、電気製品等種類を問わず、一般的にもえるごみ、資源ごみに区分されないもののうち、**一边の長さが50cmを超えるもの**。

特定粗大ごみ：一边の長さが50cmを超えるもののうち、**高さ、横幅、奥行き各辺の長さの合計が300cm以上**のもの。

参考例： たんす、ベッド枠、ベッドマット、棚類、物置（解体済のもの）、ソファー、テーブル、マッサージチェア ほか

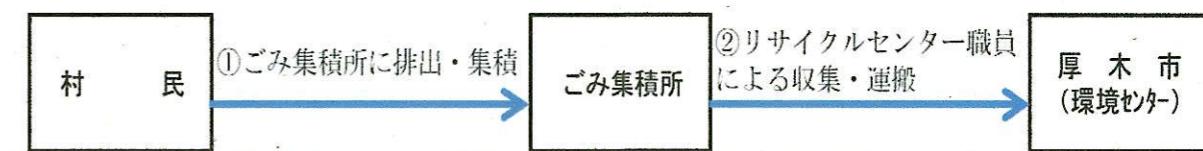
もえないごみ：資源有効利用促進法に基づくパソコン、特定家庭用機器再商品化法に基づくテレビ、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機、また、産業廃棄物をはじめ、建築廃材、危険物及び有害物等の村では収集できないごみ以外の家具、生活雑貨、電気製品等種類を問わず、一般的にもえるごみ、資源ごみに区分されないもののうち、**一边の長さが50cmを超えないもの**。

2 『粗大ごみ』『特定粗大ごみ』『もえないごみ』の計測について

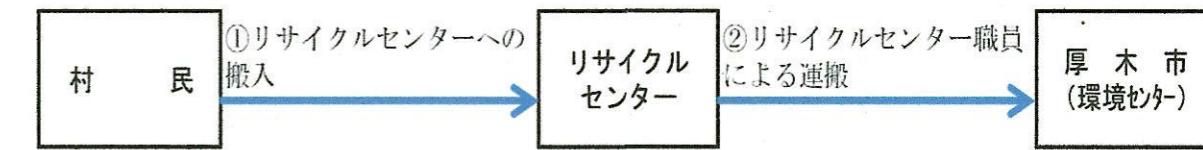
粗大ごみ	特定粗大ごみ	もえないごみ
例) キャリーバック	例) ソファー	例) ヒーター
		
1辺の長さが50cmを超えていることから粗大ごみとなります。	1辺の長さが50cmを超えて、かつ各辺の長さの合計が300cm以上となることから特定粗大ごみとなります。	1辺の長さが50cmを超えていないことからもえないごみとなります。

3 『粗大ごみ』『特定粗大ごみ』『もえないごみ』の収集・運搬・処理システム

(1) 今までの集積所収集 毎月第1水曜日（1区）、第3水曜日（2区）8:30～

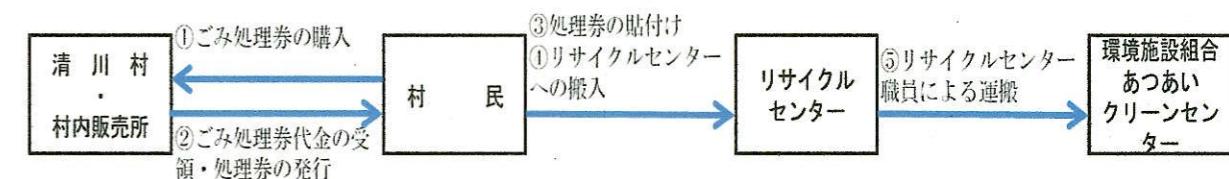


(2) 今までの直接搬入 每週月・木曜日（13:30～17:00）
第2・4土曜日（9:00～12:00）

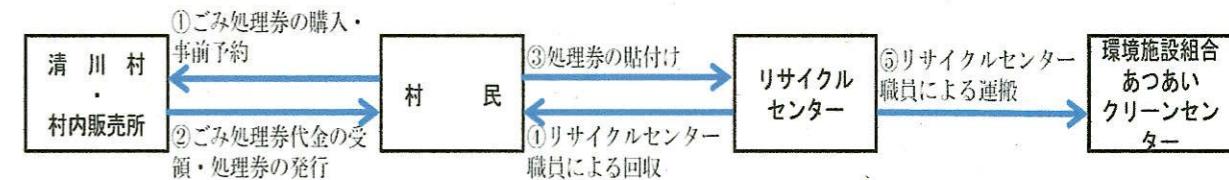


これからは・・・

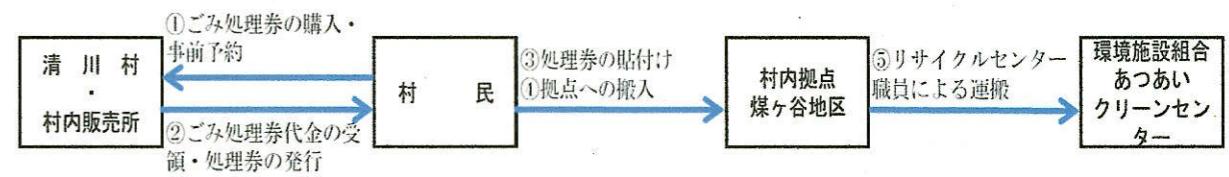
(1) 粗大ごみ、特定粗大ごみの直接搬入 每週月・木曜日（13:30～17:00）
第2・4土曜日（9:00～12:00）



(2) 粗大ごみ、特定粗大ごみの個別回収（月2回程度を想定）



(3) 粗大ごみ、特定粗大ごみの拠点回収（月1回程度を想定）



(4) もえないごみの直接搬入

毎週月・木曜日（13:30～17:00）、第2・4土曜日（9:00～12:00）

(5) もえないごみの個別回収及び拠点回収

もえないごみの個別回収及び拠点回収は、設定しない。

なお、粗大ごみ、特定粗大ごみの個別回収、拠点回収の際に粗大ごみ等を搬入された方に限って排出できることとする。

議会全員協議会資料

道の駅「清川」指定管理者 の募集について

令和7年10月21日（火）

村づくり観光課

1 指定管理施設の概要

- (1) 施設名称 道の駅「清川」
- (2) 施設場所 愛甲郡清川村煤ヶ谷2129番1
- (3) 施設の目的 道路利用者への良好な休憩の場を提供するとともに、地域情報の発信等による村民と来訪者との交流を促進し、農産物等の地場産品の販売による地域産業の振興を図る。
- (4) 施設種類 ①道の駅施設
 - ・ 1階 … 農産物等販売所、公衆便所、倉庫
 - ・ 2階 … 工芸品等販売所、休憩室、飲食施設、公衆便所、事務室②駐車場施設
 - ・ 第1駐車場 … 60台、EV急速充電器1基
 - ・ 第2駐車場 … 15台

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

3 指定管理業務内容

- (1) 道の駅の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 観光情報及び地域情報等の発信に関する業務
- (3) 地場産品等の販売に関する業務
- (4) 道の駅活性化を目的としたイベントの開催に関する業務
- (5) 村や各種団体等の主催事業と連携した事業に関する業務
- (6) 施設の活性化に関する業務

4 指定管理業務に要する費用に関する事項

(1) 指定管理料

施設の管理運営にかかるすべての費用を販売手数料及び自主事業等その他収入をもって独立採算にて運営して頂くことを考えておりますが、施設の管理運営費用に不足が見込まれる場合は、必要と思われる指定管理料について、応募の際に提案していただきます。

(2) 納入金

収支について、利益が生じた場合は、利益の一部を村へ納入金として納付していただきます。

この納入金について、売上や収支に対して納付する割合や考え方を応募の際に提案し、提案をもとに村と指定管理者で協議の上、基本協定や年度協定で定め、運営状況に応じて村に納付していただきます。

5 指定管理者選定スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------------------|
| (1) 募集受付 | 令和7年10月14日(火)～令和7年10月27日(月) |
| (2) 選定委員会 | 令和7年11月上旬
応募事業者プレゼンテーションによる審査 |
| (3) 内定者選定 | 令和7年11月中旬 |
| (4) 内定者報告 | 令和7年11月18日(火)開催 議会全員協議会 |
| (5) 指定管理者
の指定 | 令和7年12月定例会上程 |

6 その他

- (1) 指定管理者の募集のお知らせについて、清川村ホームページに掲載し、募集要項や申請様式、関連資料を公開しています。

議会全員協議会資料

「きよかわの恵水」の
リニューアルについて

令和7年10月21日（火）

村づくり観光課

「きよかわの恵水」のリニューアルについて

村は、平成24年度からペットボトル入り飲料水「きよかわの恵水（めぐみ）」を販売しておりますが、今年度の製造分においてラベルを刷新し、更に村の特色や魅力を広く宣伝し、村のイメージアップを図ります。

1 概要

「きよかわの恵水」は、清川村で採水したペットボトル入り飲料水で、清川村を広くPRすることを目的に作成しました。今回のラベルデザインに際しては、清川村の自然景観やイベントをデザインに取り入れ、合わせて水源環境保全の循環ストーリーをデザインに取り入れたことで、従来よりも清川村の魅力が感じられ、村の取組も紹介できるものとなっています。

また、賞味期限は5年間であり、災害時の備蓄用水としても利用できます。

2 変更点

- (1) ラベルデザインの刷新
- (2) 販売価格の変更【100円（税込）→オープン価格〔卸売価格120円（税込）〕】

3 「きよかわの恵水」について

- (1) 品名：ボトルドウォーター
- (2) 原材料名：水（水道水）
- (3) 採水地：清川村宮ヶ瀬
- (4) 栄養成分（100ミリリットル当たり）
 - エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物：0
 - ナトリウム：0.23ミリグラム
 - カリウム：0.04ミリグラム
 - カルシウム：0.97ミリグラム
 - マグネシウム：0.16ミリグラム
- (5) pH値：7.5
- (6) 硬度：31ミリグラム／リットル
- (7) 容量：500ミリリットル
- (8) 卸売価格：120円／本（税込）

※24本入り1箱：2,880円（税込）

